

議案第 9 2 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 12 月 22 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の一部改正により、本籍地以外の市区町村における戸籍証明書等の交付が可能となるとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る事務が新設されたことから、戸籍証明書等の交付に係る規定整備及び当該事務に係る手数料を新設するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
 第3条中「で請求」を「により謄本、抄本、証明書その他の書類を送付」に改める。
 別表第1の1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の7の項中「閲覧」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の6の項を同表の8の項とし、同表の5の項中「交付又は」を「交付、」に、「交付(」を「交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付(」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子 証明書提 供用識別 符号 1件	700円
---	--	-------------------------------	------

別表第1の3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一

部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3	<p>法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方法に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	戸籍電子証明書提供用識別符号 1件	400円
---	--	-------------------	------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新		旧																													
<p>(郵便等による送付)</p> <p>第3条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により謄本、抄本、証明書その他の書類を送付するときは、第2条の手数料のほか、郵便料又は、第2条の手数料のほか、郵便料又は信書便に係る費用を徴収する。</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>戸籍法関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方</td> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>		項	事務	単位	金額	1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	省略		2	省略			3	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	<p>(郵便等による送付)</p> <p>第3条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)で請求するときは、第2条の手数料のほか、郵便料又は信書便に係る費用を徴収する。</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>戸籍法関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項	事務	単位	金額	1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	省略		2	省略		
項	事務	単位	金額																												
1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	省略																													
2	省略																														
3	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円																												
項	事務	単位	金額																												
1	戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	省略																													
2	省略																														

	<p>法に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。)における当該発行及び戸籍電子証明書の提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>省略</p>	
4	<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>省略</p>	<p>3 法第12条の2において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>
5	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>4 省略</p>
6	<p>法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>700円</p>

	明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
7	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付(次項に掲げる証明書の交付を除く。)	省略	省略
8	省略		
9	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は法第120条の第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件	省略
5	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(次項に掲げる証明書の交付を除く。)	省略	省略
6	省略		
7	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件	省略

別表第2～別表第16 省略

別表第2～別表第16 省略

